

事 務 連 絡
令和４年９月１３日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

通学通園等に係る幼児等の送迎における留意事項の周知依頼について

この度、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生した。また、これを受けて、令和４年９月９日には「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議」が設置され、再発防止に向けた緊急対応策について検討が開始されたところである。

通学通園に係る自家用自動車の有償運送については、「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の取扱いについて」（平成９年６月１７日付け自旅第１０１号）により、幼稚園、保育所、小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校（以下「幼稚園等」という。）に通う幼児、児童又は生徒（以下「幼児等」という。）の送迎を、その幼稚園等が自ら保有する自家用自動車を使用して行う場合は、道路運送法第７８条第３号の「公共の福祉を確保するためにやむを得ない場合」に該当するものとし、同号の有償運送の許可の対象として取り扱っており、また、「通学通園に係る自家用自動車の有償運送の許可の取扱いについて」（平成２２年５月１１日付け事務連絡）により、運行の安全確保に関する留意事項を示しているところであるが、今般の事案を踏まえ、同号の有償運送の許可を受けた幼稚園等に対し、下記事項についても留意するよう周知されたい。

また、併せて、通学通園等に係る幼児等の送迎を行っている一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者に対しても、下記事項について留意するよう周知されたい。

記

- 幼児等の乗車時及び降車時に人数の確認や座席の点検を実施する等、車内への幼児等の置き去りを防止するために必要な措置を徹底すること。